

能勢町特定事業主行動計画【概要版】

- <関係法令>
- 次世代育成支援対策推進法
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

計画期間

令和4年度 から 令和7年度 まで（4年間）
※前期計画は平成28年度から令和3年度まで

策定目的

この計画は、住民の期待に応える能勢町役場を実現していくため、その担い手である職員が、求められる役割や能力を最大限に発揮しながら効率的に働くことができる職場環境を組織全体でつくるための計画です。誰もがいきいきと意欲をもって働き、活躍できる職場を実現するため、一人ひとりがこの計画の目的を理解し、取組の主体である意識をもって取り組みます。（女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく「特定事業主行動計画」として位置付けるものです。）

現 状

- 年次有給休暇の平均取得日数 は8.1日（R2実績）
一方、年間取得日数が5日以下 27人（R2実績）
- 1人当たり月平均の超過勤務時間数は
男性 12.6h、女性 9.5h（R2実績）

年次有給休暇取得
日数の偏り

超過勤務平準化

- 過去、男性職員の育児休業取得の実績は無し。
- 配偶者出産休暇の取得率は66.7%（R2実績）
- 育児参加のための休暇取得率は33.3%（R2実績）

育児（介護）関連休暇
制度の周知・理解

取得しやすい職場環
境の整備

- 女性管理職の割合は前期計画と比して
大幅に低下。（H27：12%、R3:4.5%）

女性職員のキャリア形成における
機会の拡大

課 題

ワーク・ライフ・バランスの実現

取組1 年次有給休暇の平均取得日数の
維持及び最低取得日数の向上

目標値

- 職員：5日以上の取得者**100%**（現状値72%）
- 会計年度職員：付与日数の半分以上の所得者
100%（現状値 100%）

取組2 1人当たり月平均の超過勤務時間10%削減

目標値

- 令和2年度実績に比して超過勤務時間**10%の削減**
（男性：11.34h以下 女性8.55h以下）

育児・介護と仕事の両立支援

取組3 男性職員の育児参加率の向上

目標値

- 配偶者出産休暇取得率**100%**（現状66.7%）
- 育児参加休暇取得率**100%**（現状値33.3%）
- 育児休業取得者 **周知を図る**

取組4 介護に関する休暇制度の周知及び理解の
促進

目標値

- 介護に関する**休暇制度の周知・啓発**

女性の活躍推進

取組5 女性役職者の割合向上

目標値

- 管理職に占める女性の割合 **20%以上**
（現状値8.7%）
- 係長職に占める女性の割合 **20%以上**
（現状値9.0%）

<参考>

職員に占める女性の割合 22.1%
会計年度任用職員に占める女性の割合 83.7%
（令和4年3月現在）

取組内容

目 標